

「熊本聾学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第二条（定義）による）

ただし、本校においては、けんかやふざけ合いであっても、当該児童等が心理的負担を感じている場合や、後にいじめに発展する場合も考えられるため、事実確認を行い、いじめの要素の有無を判断する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- 全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、いじめ防止に取り組む。
- いじめは、どの学校においても、どの子どもにも起こりうるということ認識の下、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという確固たる信念をもち、いじめ防止に取り組む。
- いじめは許されない行為であり、いじめられた者の命を脅かすものであることを、子ども一人一人が十分に理解できるよう、学校教育に限らず全ての生活場面において取り組む。
- 「認め合い、学び合い、感じ合い、支え合い」のモットーの下、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育み、障がいの有無や障がいの程度に関わらず、いろいろな人と心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成に取り組む。

（1） いじめの防止

- ア 職員一人一人が、子どもや他の職員に対しいじめを許容する言動を取ることがないように、自らの言動に人権意識を持って職務に当たる。
- イ 子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、いじめを生まない土壌を作り上げる。
- ウ 自分の命と他者の命の重さを感じ、他を敬い自身を尊ぶ心を育み、互いを認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進め、いじめを生まない土壌を作り上げる。
- エ 学校の教育活動全体を通じ、全ての幼児児童生徒に「いじめは決して許されな

い」ものであることの理解を促し、幼児児童生徒が「いじめに繋がる言動」を意識しながら、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

オ 職員は、自らの言動が幼児児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、幼児児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に聴覚障がいのある生徒が在籍する本校においては、より慎重な指導と細やかな配慮が必要である。

カ 幼児児童生徒の主体性を重視した授業が推奨される昨今、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない職員の態度育成に努める。

(2) いじめの早期発見

ア 学校と保護者が連携し、幼児児童生徒の小さな変化に気づく力を高める。

イ 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、「いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任用）」「教職員の振り返りチェックリスト（教職員用）」を活用する。

ウ 授業参観時や寄宿舎の面談週間等における個別面談や連絡帳、健康調査等をおし、子どもたちの変化を観察・確認し、未然防止に努める。

エ 学校はアンケート調査や教育相談を実施するとともに、相談窓口の周知等を行い、幼児児童生徒が悩みを相談し、いじめに係る情報を伝えやすい体制を整備する。

(3) いじめへの対処

ア 「いじめを受けた」や「いじめを受けているのではないか」という相談や情報提供があった場合は、該当学部と生徒指導部と連携を図り迅速に対応する。

イ いじめが認知された場合は、いじめを受けた幼児児童生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる幼児児童生徒に対して適切な指導・助言や支援などを、組織的に対応する。

ウ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校においては組織的な対応が可能となるように体制整備に努める。

エ 寄宿舎における事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寄宿舎指導員と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携について

ア 社会全体で幼児児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地

域、関係機関が連携して対策を推進する。

イ 子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策のための組織は「いじめ防止等対策委員会」と称し、「熊本県立熊本聾学校『いじめ防止等対策委員会』設置要項」に基づき、いじめ防止等の対策を図る。

(1) 構成員

ア 校長が委嘱する外部専門家と本校職員とする。

イ 本校職員は、管理職、小学部主事、中学部主事、高等部主事、寄宿舎部長、生徒指導主事、人権教育推進委員長、こころの110番係、養護教諭及び校長が認めた職員とする。

(2) 組織の役割

いじめ防止等対策委員会を学期ごとに1回、年間に計3回開催し、次に挙げる事項について協議するとともに、重大ないじめ事案に関しては、県教育委員会に報告し助言等を求める。

ア 学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針に関する事項

イ 具体的ないじめの事例における対応等に関する事項

ウ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に関する事項

エ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備に関する事項

オ いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言に関する事項

カ いじめ防止に関する啓発活動、調査研究、検証及び成果・普及に関する事項

キ 教員の養成及び研修充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実に関する事項

ク 情報の窓口を一本化する目的で、情報集約担当者を教頭とし、生徒指導主事が補佐する。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクル期間）

ア 1学期

(ア) 前年度3学期に策定した計画に基づき、各部がいじめ防止の施策を実施し、1学期末に反省。

(イ) 個別面談等やいじめ・体罰等アンケートにより実態把握・対応策を審議。

(ウ) 当該年度の第1回いじめ防止等対策委員会で、1学期反省に基づき年間計

画を確認・再検討。

イ 2学期

- (ア) 1学期末の反省に基づき実践し、学期末に反省。
- (イ) 当該年度の第2回いじめ防止等対策委員会を開催し、実践に関しての検証。
- (ウ) 学校評価アンケートや心のアンケート等を実施。

ウ 3学期

- (ア) 各種アンケートの結果を踏まえて課題を分析。
- (イ) 個別の指導計画の評価を踏まえて、個々の児童等の課題を分析。
- (ウ) 各学部実践に関する評価及び反省を行い、次年度の年間計画を策定。
- (エ) 当該年度の第3回いじめ防止等対策委員会を開催し、評価と次年度の年間計画を確認。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

ア 取組の評価

- ・第3回いじめ防止等対策委員会において、各部の取組を評価する。
- ・学校評価アンケート、心のアンケート等の結果から取組の評価を行う。

イ 会議・研修

(ア) 会議

- ・いじめ防止等対策委員会を基本的に学期毎に1回、年間に計3回開催する。
- ・学部会、生徒指導部会、人権教育推進委員会、こころの110番係、セクハラ防止委員会等で、子どもの様子の把握を十分に行い、総務部会、運営委員会、職員会議で共通理解を図る。

(イ) 校内研修

- ・管理職のいじめ防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図る研修機会を設ける。
- ・人権教育研修、セクハラ防止研修、体罰禁止研修等を実施する。

(3) いじめの未然防止の取組と実施期間

学校教育及び家庭教育全般をとおして、自他の違いを認め合い、お互いを尊重し合い、いじめをしない、いじめをさせない集団づくりに取り組む。

ア 道徳教育

幼稚部・小学部・中学部・高等部を通して、系統的に学習を行う。

- (ア) 全体計画 学校経営案「道徳教育の全体計画」参照
- (イ) 実施期間 年間をとおして、全教科全領域、全教育活動の中で実践する。
- (ウ) 特別の教科道徳 小学部と中学部で実施

イ 人権教育

幼稚部・小学部・中学部・高等部を通して、系統的に学習を行う。

- (ア) 全体計画 学校経営案「人権教育」参照
- (イ) 実施期間 年間をとおして、全教科全領域、全教育活動の中で実践する。
- (ウ) 特設授業 人権週間（12月上旬）に併せて、年間計画を基本に、幼児児童生徒の実態にあわせて実施する。
- (エ) 県内の人権教育研修会等を職員に周知するとともに、参加者の報告を職員で共有する。

- ・「心のきずなを深める月間」6／1～6／30
- ・人権教育課題別研究会（夏季休業中）
- ・熊本県人権教育研究協議会夏の研究会 ほか

ウ 「命を大切に作る心」を育む指導プログラム

保健、家庭、道徳の時間、体験活動など、全教育活動の中で、「共生」や「自己実現」を通して、「自尊感情」を高め、「生命を尊重する心」を育成する。

- (ア) 自他の命を見つめる 学校経営案「学校保健・学校安全」参照
- (イ) 食育 学校経営案「学校給食」参照
- (ウ) 体験活動
 - a 自立活動 学校経営案「教育課程」参照
 - b 総合的な学習（探究）の時間 学校経営案「教育課程」参照
 - c ホームルーム活動 学校経営案「教育課程」参照
 - d 交流及び共同学習 学校経営案「交流及び共同学習」参照
 - e 環境教育 学校経営案「環境教育」参照

エ 情報モラル教育

学校経営案「教育の情報化」及び「生徒指導」参照

生徒指導部と情報管理部が連携し、幼児児童生徒・保護者・職員に対して情報モラル教育を行い、ルールとマナーに基づいて携帯電話（スマートフォン）やパソコン等の通信機器を正しく使う意識を育成する。

オ 児童生徒会活動

- (ア) 全体計画 学校経営案「教育課程」及び「生徒指導」参照
- (イ) いじめ撲滅宣言 本校の児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒会が中心となり児童生徒全員で取り組む。

カ 寄宿舎教育 「レベルアップ講座」の時間における取組をとおして、いじめや

人権に関して考える機会を設定する。

キ 読書活動教育 学校経営案「学校図書館教育」参照

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

ア アンケート調査等

- ・「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の配付
- ・学期1回いじめ等に関するアンケート実施（6月、11月、12月）

イ 教育相談やケース会の実施

ウ 個別面談

- ・個別の指導計画の作成に伴い、前担任からの引継ぎと保護者との確認により実態を把握する。
- ・日記や日誌を通して気になる幼児児童生徒と面談を実施するとともに、家庭や入所施設と連携を図る。

エ 相談窓口の周知

- ・校内外の相談機関を幼児児童生徒及び保護者に周知し、悩みを早期に相談するように促す。
- ・校内の相談機関：こころの110番、聴覚支援センター部、人権教育推進委員会、ハラスメント防止委員会等

オ 校内研修

- ・人権教育研修、ハラスメント防止研修、体罰禁止研修等を実施し職員自らの人権意識向上を図る。
- ・学部会、寮務部会で幼児児童生徒の把握に努め、共通理念を持って指導・支援にあたる。

カ 児童生徒指導

生徒指導部が中心となり、各学部と連携を取り、校内巡回指導等を計画的に実施する。

5 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた幼児児童生徒の安全確保に努めるとともに、いじめた幼児児童生徒に対しては、当該幼児児童生徒の人格の成長を旨として、当該幼児児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) 発見されたいじめ事案に係る職員の対応

ア 校内における対応

- (ア) いじめ防止等対策委員会で対応の手順を確認する。
- (イ) いじめ問題対応マニュアル（学校経営案参照）に基づき、該当学部と生徒指導部が中心となり、迅速に対応にあたる。

イ 対外的な対応

- (ア) 県教育委員会への連絡・報告を行う。
- (イ) 専門医や専門機関との連携が必要であるか否かを判断し、必要に応じて連携を図る。

(2) 発見されたいじめ事案に係る幼児児童生徒への対応

ア 被害者への対応

- ・職員が心の支えになり安全確保に努めることを伝える。(共感)
- ・事後に心身の苦痛を感じていないかを確認するために、面談や声掛けを行う。

イ 加害者への対応

- ・話を途中で遮らず、理由や言い分をしっかりと聞く。(理解)
- ・いかなる場合でもいじめは許されないものであることを理解できるようにする。
(指導)
- ・指導後、一定期間の注視期間（見守り期間）を設ける。少なくとも3カ月を目安とし、事案の重大性により期間を調整する。

ウ 集団への対応

- ・傍観することは、自らがいじめを認めていること、助長させていることを理解できるようにする。(支援)
- ・いじめを許さない心情を高める。
- ・それぞれが成長の段階であり、「何がいじめになるのか」「いじめをしないとはいかなることか」等、加害者も含めて学んでいる段階であることを理解し、逆に、自らが加害者になり加害者を被害者にするような事態にならないように指導する。

(3) 保護者への対応

- ・事実の報告と対応方針を伝える。
- ・幼児児童生徒が成長過程であることへの理解を求めるとともに、いかなる場合でもいじめは許されないという理念のもと職員一丸となり解決に臨む意思を伝える。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について（熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24

日付け)による)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者またはその設置する学校は、次にあげる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告と調査

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事及び国へ事態発生について報告する。学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

7 基本方針の見直し等

国の基本方針、県の基本方針の見直しに応じて、本基本方針も適宜見直すものとする。

8 改訂履歴

令和4年10月 改訂

令和5年 4月 改訂